

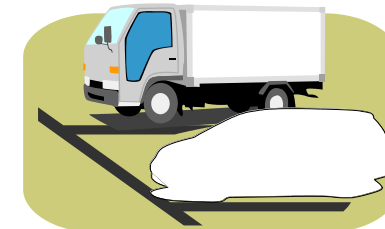
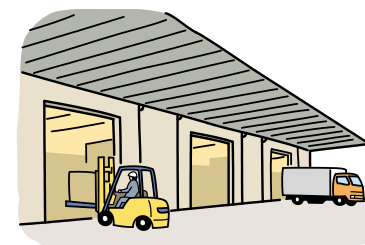
周辺財産(移転補償跡地)の個人・企業等に対する有償使用許可のご案内

防衛省近畿中部防衛局東海防衛支局では、岐阜飛行場周辺における周辺財産(移転補償跡地)において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として5年以内です。

(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合は一度に限り更新が可能。更新後の使用期間満了後も引き続き要望がある場合は、期間満了時に再度公募を行います。)



○ 詳しくは、[【岐阜飛行場周辺における国有地\(防衛省所管\)の使用を希望される方へ】](#)を参照願います。

※(参考) [岐阜飛行場周辺の周辺財産の概略図](#)
[岐阜飛行場周辺の周辺財産の詳細図\(基地東側・基地西側\)](#)
[利用手続きの流れと注意点](#)

